



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

退職者医療制度国保税の負担軽減のため、必ず届け出を！

会社や役所などを退職して国保に加入した人のうち、被用者年金を受給している65歳未満の人と、その被扶養者が対象となる制度です。

退職者医療制度では、医療費の一部が被用者保険からの拠出金で賄われます。これにより、間接的に皆さんの国保税の負担軽減が図られることになり、また国保制度の適正な財政運営につながります。

対象となる人は、必ず届け出をお願いします。

▷どんな人が入るのですか

- ①国保に加入している人または、これから加入する人
- ②厚生年金や各種共済組合などの年金を受けている人で、その加入期間の合計が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上ある人(ただし、国民年金は除きます)

③退職者医療制度の該当者本人の被扶養者(年収が130万円[60歳以上の人や障がい者は180万円]未満の人)

▷いつから資格ができるのですか

年金の受給権が発生した日からの適用になります。

▷届出はどうするのですか

年金証書を受け取って14日以内に、年金証書・国保の保険証(被扶養者がいる場合はその人の保険証も)・印鑑を持って医療介護課の窓口まで届け出をしてください。

※赤穂市では、被用者年金保険者からの通知に基づき、退職者医療制度の該当者には、個別にお知らせしたうえで、退職被保険者資格を職権適用しております。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)差額通知にご理解を！

国保では、病院や薬局からお薬をもらっている人で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減額が一定額以上の人を対象に、「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付しています(必ずしも全員に通知書が届く訳ではありません)。

ジェネリック医薬品への切り替えによって、被保険者の自己負担額を減らし、また国保財政の健全化を図ることが期待できます。

ジェネリック医薬品への切り替えについては、必ずお医者さんや薬剤師にご相談ください。

医療機関窓口での自己負担額の減免等について

災害等により資産に重大な損害を受けた人や、休廃業、失業等の理由により所得が著しく減少した人で、一時的に医療機関窓口での自己負担額を支払うことが困難な場合に、医療費の自己負担額を減免等する制度があります。

また、市民税非課税世帯の世帯主に対しては、自己負担額の一部助成を受けることができる場合がありますので、詳しくは医療介護課国保医療係までお問い合わせください。

兵庫県弁護士会

高齢者・障がい者のための弁護士電話法律相談

高齢者・障がい者問題に取り組む弁護士が、ご本人、ご家族、支援者の方々のお悩みに電話で相談に応じます。

●実施日 毎週木曜日 午後1時～4時

●電話 078・362・0074

●相談内容 遺言、相続、財産管理、悪徳商法、多重債務、親族による年金の取り込みなど

●相談料 無料

高齢者・障がい者権利擁護なんでも110番

法律の専門職(弁護士・司法書士)と福祉の専門職(社会福祉士・精神保健福祉士)とがチームを組んで、相談に応じます。FAXについては、随時受付していますが、回答は相談日に行います。

●実施日 毎月第3火曜日 午後1時～4時

●電話 078・362・0074

●FAX 078・362・0084

●相談内容 虐待や権利侵害、親族による年金の取り込み、悪徳商法や消費者被害、成年後見や財産管理、利用している福祉サービスなど

●相談料 無料

夜間法律相談

法律で解決できる悩みもあるのではないですか？ 弁護士と精神保健福祉士による無料電話相談を実施しています。

●実施日 原則第2・第4日曜日

午後5時～9時

●電話 078・341・9600(くろうぜ口)
(相談日のみの特設電話)

●相談内容 解雇、多重債務、生活保護、家庭の問題など

●相談料 無料

●予約 不要



介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

認定調査ではどんなことを聞かれるの？

認定調査とは

要介護認定の申請を行うと、市の認定調査員が自宅や入所されている施設等を訪問して、日常の様子について、聞き取りや実際に動作を行ってもらったりして調査をします。調査項目は全国共通で、心身の状況に関する62項目と特別な医療に関する12項目の計74項目あります。

調査内容は

1. 身体機能・起居動作

麻痺の有無や関節の動き・寝返り・起き上がり・10分間座ってられるか・両足や片足で立ってられるか・歩行・立ち上がり・洗身・爪切り・視力・聴力

2. 生活の機能

移乗・移動・飲み込み・食事の摂取・排尿・排便・清潔(歯みがき・洗顔・整髪)・衣服の着脱・外出頻度

3. 認知の機能

意思の伝達・日課や季節や場所の理解・生年月日・名前・短期の記憶・徘徊・外出して戻れるか

4. 精神・行動障害

被害的・作り話・感情の不安定・昼夜逆転・話の繰り返し・大声を出す・介護への抵抗・落ち着きがない・一人が出たがる・収集癖・物や衣類を壊す・ひどい物忘れ・独り言や独り笑い・自分勝手な行動・話がまとまらない

5. 社会生活への適応

薬の内服・金銭の管理・日常の意思決定・集団への不適応・買い物・簡単な調理

6. 特別な医療

過去14日間に受けた特別な医療

認定調査を受けるときのポイントは？

○体調のよいときに(通常時)に調査を

いつもと違う体調のときには、正しい調査ができないことがあります。

○困っていることはメモしておく

緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておくとう安心です。

○家族などに同席してもらう

家族などいつもの介護者に同席してもらえば、より正確な調査ができます。

○日常の補装具があれば伝える

つえなど日常的に使っている補装具がある場合は、使用状態を伝えましょう。



国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

一部免除を受けたときは残りの国民年金保険料の納付を忘れずに！

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。この場合免除される保険料額には、全額免除・四分之三、半額、四分の一の四段階があります。

このうち、四分之三免除、半額免除、四分の一免除を一部免除といいます。この一部免除を受けた保険料の残りの免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納期間になってしまいますので、ご注意ください。

平成25年度一部免除保険料納付額

四分之三免除 3,760円

半額免除 7,520円

四分の一免除 11,280円

保険料の納付期限

国民年金の保険料には納付期限があります。毎月の保険料は翌月末日までに納付してください。

免除された保険料は追納を

免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から追納することができます。(10年以内の免除等期間) 追納を希望される場合は年金事務所に申し込みが必要です。

後納制度による追納を

10年以内に保険料を納められなかった期間がある場合(未納期間)や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合(未加入期間)は後納制度をご利用ください。

《国民年金相談(社会保険労務士)》

- ◆相談日 9月19日(木)
- ◆場所 市役所2階 201会議室
- ◆受付時間 午後1時30分～4時

《年金出張相談(姫路年金事務所)》

- ◆相談日 10月3日(木)
- ◆場所 市役所2階 204会議室
- ◆受付時間 午前10時～午後3時

国民年金相談をご利用ください。